

国立天文台運営会議外部委員協議会規則

令和3年7月9日

国天規則第1号

(設置)

第1条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構運営会議規程(平成16年自機規程第17号)第9条第2項の規定に基づき、国立天文台運営会議(以下「運営会議」という。)に、外部委員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(目的)

第2条 協議会は、日本の天文学の発展のために、天文学コミュニティ等と国立天文台の意思疎通の促進を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について議論し、運営会議へ提案する。

- 一 天文学コミュニティ等と国立天文台との意思疎通の促進に関すること
- 二 運営会議において審議が必要な事案

2 協議会は、前項各号に掲げる事項の議論を行うため、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 天文学コミュニティ等の代表者、有識者、その他協議会が必要と認める者からの情報収集
- 二 台内及び台外からの提案を受け付ける相談窓口の設置

(組織)

第4条 協議会は、運営会議委員の外部委員をもって組織する。

(委員長等)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となり会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(議事)

第6条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 協議会には，必要に応じて委員以外の者を出席させ，意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は，事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，令和3年7月9日から施行し，令和3年6月22日から適用する。